

○松山養護老人ホーム診療所事業特別会計条例

制 定 昭和 51 年 8 月 13 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定により，松山養護老人ホーム診療所事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため，松山養護老人ホーム診療所事業特別会計を設置する。

(弾力条項の適用)

第 2 条 前条に定める会計においては，地方自治法第 2 1 8 条第 4 項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。